

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型
信託期間	2020年9月24日（運用開始日）から2025年8月31日
繰上償還	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできていない他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 (i) いずれかの評価日*の豪ドル・コースの受益証券に帰属する純資産総額が、1,000,000豪ドルまたはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券を全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合 (ii) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合 *「評価日」とは、ファンド営業日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
運用方針	豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することを目指しました。
主要投資対象	豪ドル建ての固定利付債券、変動利付債券、短期金融商品、および現金（豪ドル）
ファンドの運用方法	・優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。 債券は長期格付けで投資適格相当以上、短期金融商品は短期格付けでS&PでA-2以上、Moody'sでP-2以上、およびFitchでF2以上のうちの一つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われました。 ・原則として、ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内としました。 ・豪ドル建ての投資対象に投資を行いました。
主な投資制限	・借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができました。 ・いかなる株式にも投資を行いませんでした。
分配方針	原則として分配は行いませんでした。

UBSユニバーサル・ トラスト（ケイマン）Ⅲー 豪ドル建て短期債券ファンド 豪ドル・コース （愛称：豪ドルポケット）

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型

償還運用報告書（全体版）

作成対象期間：第5期

（2024年9月1日～2025年8月31日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、豪ドル建て短期債券ファンドは、2025年8月29日に償還されました。

ここに、運用状況と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

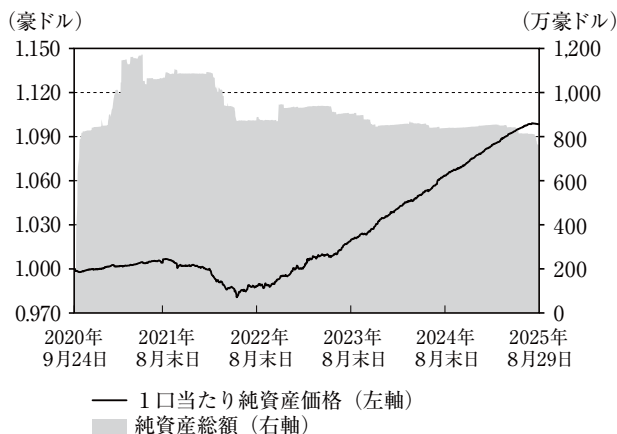
代行協会員

UBS証券株式会社

I. 設定以来の運用の経過および運用状況の推移等

1. 設定以来の運用経過（2020年9月24日から2025年8月31日）

■ 設定以来の1口当たり純資産価格等の推移について（2020年9月24日から2025年8月31日まで）



1口当たり純資産価格		騰落率(%)
第1期末	1.0043豪ドル	0.4
第2期末	0.9883豪ドル	-1.6
第3期末	1.0195豪ドル	3.2
第4期末	1.0634豪ドル	4.3
第5期末	1.0983豪ドル	3.3

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。ただし、ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。また、第5期の騰落率は、受益証券の償還日（2025年8月29日）の1口当たり純資産価格に基づき算出した数値を記載しております。以下同じです。

(注2) 第5期末の純資産総額および1口当たり純資産価格は、受益証券の償還日（2025年8月29日）の数値を記載しており、財務書類の数値とは異なっています。以下同じです。

(注3) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格（基準価額）の主な変動要因

設定日（2020年9月24日）～第4期（2024年8月31日）

豪ドル建て債券からの利息収入および債券価格の上昇が1口当たり純資産価格の値上がりに寄与しました。この結果、設定日から第4期末の1口当たり純資産価格は値上がりしました。

第5期（2024年9月1日～2025年8月31日）

豪ドル建て債券からの利息収入および債券価格の上昇が1口当たり純資産価格の値上がりに寄与しました。この結果、今期の1口当たり純資産価格は値上がりしました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

第1期（2020年9月24日～2021年8月31日）

豪州債券市場では、短期豪ドル建て社債の金利は低下しました。

豪州国債金利は低下しました。RBA（豪州準備銀行）が追加利下げを実施し、またその後も相当期間にわたって緩和的な金融政策を維持すると見込まれたことなどが、豪州国債金利の低下要因となりました。米国金利の上昇などを受けて一時的に豪州金利が上昇する場面も見られたものの、豪州金利は概して低位での推移となりました。こういった環境下で、短期豪ドル建て社債の спреッド（豪州国債との利回り格差）は縮小しました。

第2期（2021年9月1日～2022年8月31日）

豪州債券市場では、短期豪ドル建て社債の金利は上昇しました。

豪州国債金利は上昇しました。RBA（豪州準備銀行）が2021年11月に、2024年4月償還国債の利回りを0.1%に維持するイーールドカーブ・コントロール政策の終了を決定したことなどから、豪州国債金利は上昇しました。その後もエネルギー価格の上昇などを背景に世界的に物価上昇圧力が強まる中で、RBAを含む先進国・地域の中央銀行が利上げを実施しました。その結果、豪州国債金利の上昇傾向は継続しました。こういった環境下で、短期豪ドル建て社債の спреッド（豪州国債との利回り格差）は拡大しました。

第3期（2022年9月1日～2023年8月31日）

豪州債券市場では、短期豪ドル建て社債の金利は上昇しました。

世界的にインフレ率が加速する中で、RBA（豪州準備銀行）を含む先進国・地域の中央銀行が利上げを実施したことなどから、豪州国債金利は上昇しました。短期豪ドル建て社債の спреッド（豪州国債との利回り格差）は縮小しました。

第4期（2023年9月1日～2024年8月31日）

豪州債券市場では、短期豪ドル建て社債の金利は低下しました。

豪州や米国の経済指標を受け、経済や金融政策の先行きに対する見方の変化から金利は上下する展開となりましたが、当決算期間を通してみると豪州国債金利は低下しました。短期豪ドル建て社債の спреッド（豪州国債との利回り格差）は縮小しました。

第5期（2024年9月1日～2025年8月31日）

豪州債券市場では、短期豪ドル建て社債の金利は低下しました。

RBA（豪州準備銀行）の利下げなどを受けて短期年限の豪州国債金利が低下したことに加え、短期豪ドル建て社債の спреッド（豪州国債との利回り格差）が縮小しました。

■ポートフォリオについて

第1期（2020年9月24日～2021年8月31日）

- ・豪ドル建ての固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。
- ・ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内でコントロールしました。

第2期（2021年9月1日～2022年8月31日）

- ・豪ドル建ての固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。
- ・ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内でコントロールしました。

第3期（2022年9月1日～2023年8月31日）

- ・豪ドル建ての固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。
- ・ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内でコントロールしました。

第4期（2023年9月1日～2024年8月31日）

- ・豪ドル建ての固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。
- ・ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内でコントロールしました。

第5期（2024年9月1日～2025年8月31日）

- ・豪ドル建ての固定利付債券および変動利付債券等に投資しました。
- ・ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内でコントロールしました。
- ・ファンドの償還を控え、ファンド償還日の1か月程度前からキャッシュのみを組み入れました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

償還日（2025年8月29日）現在、有価証券等の組入れはありません。

■費用の明細

項 目		項目の概要	
管理報酬等		ファンドの資産から支払われる管理報酬等およびその他の費用・手数料およびその他の費用・手数料の総報酬は、原則として純資産総額の年率0.90%以内です。 (注) 今後この数値は見直される場合があります。	
内 訳	報酬代行会社報酬	年率0.12% (注1)	管理会社報酬等の支払い代行業務
	管理会社報酬	年間5,000米ドル	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務
	受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務
	管理会社代行サービス会社報酬	年率0.01%	ファンドの管理会社代行サービス業務
	投資運用会社報酬	年率0.30% (上限) (注2)	ファンドに関する資産運用業務
	代行協会会員報酬	年率0.01%	受益証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等
	管理事務代行報酬	年率0.07% (上限) (注3)	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務
	保管会社報酬	年率0.03%	ファンドの資産の保管業務
販売報酬	年率0.30% (上限) (注4)	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	
その他の費用・手数料 (注5)		年率3.19%	設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等

(注1) 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注2) 投資運用会社報酬は、月次毎に（投資運用会社から管理事務代行会社に通知のうえ）純資産総額の年率0.30%が上限となるように調整することができ、2年物オーストラリア国債利回りに連動します。

(注3) 管理事務代行報酬は、ファンドの純資産価格の①5億米ドル以下に対して年率0.07%、②5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、③10億米ドル超に対して年率0.05%となります。また、管理事務代行報酬は最低月換算3,750米ドルの最低固定報酬がかかります。

(注4) 販売報酬は、受益証券販売・買戻し契約に従って、月次毎に（投資運用会社から管理事務代行会社に通知のうえ）受益証券に帰属する純資産総額の年率0.30%が上限となるように調整することができ、2年物オーストラリア国債利回りに連動します。

(注5) 「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの償還日現在の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 直近10期の運用実績

1. 純資産の推移

下記各会計年度末および第5会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2021年8月末日)	10,650,354.28	1,116,370,136	1.0043	105
第2会計年度末 (2022年8月末日)	8,855,369.76	928,219,858	0.9883	104
第3会計年度末 (2023年8月末日)	9,029,108.84	946,431,189	1.0195	107
第4会計年度末 (2024年8月末日)	8,387,162.52	879,142,375	1.0634	111
第5会計年度末 (2025年8月末日)	7,635,432.94	800,346,081	1.0983	115
2024年9月末日	8,401,789.63	880,675,589	1.0668	112
10月末日	8,406,878.54	881,209,009	1.0689	112
11月末日	8,434,535.05	884,107,964	1.0731	112
12月末日	8,461,360.18	886,919,774	1.0772	113
2025年1月末日	8,511,530.84	892,178,663	1.0809	113
2月末日	8,536,921.95	894,840,159	1.0842	114
3月末日	8,510,802.70	892,102,339	1.0869	114
4月末日	8,419,439.40	882,525,638	1.0907	114
5月末日	8,426,162.86	883,230,391	1.0941	115
6月末日	8,136,526.37	852,870,694	1.0966	115
7月末日	8,123,435.73	851,498,533	1.0984	115
8月29日	7,635,432.94	800,346,081	1.0983	115

(注1) 純資産総額および1口当たり純資産価格の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

(注2) 豪ドルの円換算は、便宜上、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=104.82円）によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) ファンドは、2020年9月24日から運用を開始しており、第1会計年度は当該運用開始日から2021年8月31日までの期間をいいます。

2. 分配の推移

該当事項はありません。

3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2020年9月24日～ 2021年8月末日)	13,241,074.00 (11,341,074.00)	2,636,036.00 (2,636,036.00)	10,605,038.00 (8,705,038.00)
第2会計年度 (2021年9月1日～ 2022年8月末日)	1,383,002.00 (1,383,002.00)	2,995,624.00 (2,995,624.00)	8,992,416.00 (7,092,416.00)
第3会計年度 (2022年9月1日～ 2023年8月末日)	783,000.00 (783,000.00)	919,024.00 (919,024.00)	8,856,392.00 (6,956,392.00)
第4会計年度 (2023年9月1日～ 2024年8月末日)	170,910.00 (170,910.00)	1,140,227.00 (1,140,227.00)	7,887,075.00 (5,987,075.00)
第5会計年度 (2024年9月1日～ 2025年8月末日)	36,500.00 (36,500.00)	971,504.00 (971,504.00)	6,952,071.00 (5,052,071.00)

(注1) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第5期の発行済口数は、受益証券の償還日(2025年8月29日)の数値を記載しており、財務書類の数値とは異なります。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=104.82円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

KPMG LLP
P. O. Box493
SIX Cricket Square Grand
Cayman KY1-1106 Cayman
Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
Webサイトwww.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラスト（以下「トラスト」という）である、豪ドル建て短期債券ファンド（以下「シリーズトラスト」という）の2025年8月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了する年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針およびその他の説明情報を記載した注記について監査を行った。

当監査法人は、添付の財務諸表が、国際会計基準審議会が発行したIFRS会計基準（以下「IFRS会計基準」という）に準拠して、本シリーズ・トラストの2025年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下「ISA」という）に従い監査を実施した。それらの基準を元にした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）」（以下「IESBA規程」という）およびケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立した存在であり、これらの要件およびIESBA規程に従ってその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

強調事項

当監査法人は、2025年8月4日に本シリーズトラストの受託会社が本シリーズ・トラストの終了を承認したことをもって、継続企業の前提に基づいて財務諸表が作成されていないことを記述している財務諸表の注記2に注目している。この事項は当監査法人の意見に影響を与えない。

財務諸表に対する運営者および統括責任者の責任

運営者は、IFRS国際財務報告基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために運営者が必要と判断した内部統制に対し、責任を有する。

財務諸表の作成にあたり、運営者は、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統括責任者は本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表全体に不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、ISAに従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は不正行為または誤謬により生じることがあり、個別もしくは全体的に、これらの財務諸表に基づいた経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予測される場合には重要だと判断される。

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また当監査法人は：

不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクを発見し評価し、これらのリスクに対応し監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得るものとする。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不实表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。

状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。

運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性を判断する。さらに、監査で得た証拠を基に、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念を生じさせるような出来事あるいは状況に関連する、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズ・トラストの継続企業としての存続を停止する可能性もあり得る。

開示事項を含む財務諸表全体の表示、構成および内容を評価するとともに、当該財務諸表が、その基礎となる取引および事象を、公正な表示を達成する形で適切に表現しているかどうかを評価する。

当監査法人は、監査の計画された範囲および実施時期、ならびに監査の過程で識別した内部統制上の重要な不備を含む重要な監査上の発見事項等について、統治責任者に対して、その他の事項と併せて連絡を取る。

2025年11月19日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of AUD Short Term Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust") which comprise the statement of financial position as at August 31, 2025, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at August 31, 2025 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 2 in the financial statements, which describes that the going concern basis of preparing the financial statements has not been used because, on August 4, 2025, the Trustee of the Series Trust approved the termination of the Series Trust. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

November 19, 2025

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

豪ドル建て短期債券ファンド

財政状態計算書

2025年8月31日

(豪ドルで表示)

資産	2025年8月31日		2024年8月31日	
	AUD	千円	AUD	千円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (注記 2. 2、5 および 6)	—	—	7,765,048	813,932
現金および現金同等物 (注記 2. 1)	7,716,126	808,804	1,053,684	110,447
以下に対する未収金:				
費用払戻 (注記 2. 5)	55,613	5,829	13,887	1,456
利息 (注記 2. 11)	—	—	66,127	6,931
その他の資産	—	—	104,235	10,926
資産合計	7,771,739	814,634	9,002,981	943,692
負債				
以下に対する未払金:				
買戻された受益証券 (注記 2. 8、2. 10 および 3)	7,635,432	800,346	—	—
専門家報酬 (注記 7. 1D)	55,434	5,811	43,081	4,516
登録費用	20,646	2,164	—	—
管理事務代行報酬 (注記 7. 1A)	15,006	1,573	—	—
保管会社報酬 (注記 7. 1B)	3,120	327	3,614	379
販売報酬 (注記 7. 1E)	2,917	306	17,461	1,830
報酬代行者報酬 (注記 7. 2B)	2,449	257	1,707	179
投資運用会社報酬 (注記 7. 2D)	2,015	211	2,133	224
登録事務代行報酬 (注記 7. 1C)	1,496	157	1,778	186
印刷費用	472	49	35,372	3,708
代行協会員報酬 (注記 7. 2F)	204	21	143	15
管理会社代行サービス会社報酬 (注記 7. 2E)	67	7	72	8
購入した証券 (注記 2. 4)	—	—	510,025	53,461
その他の負債	32,481	3,405	—	—
債務 (株主資本を除く)	7,771,739	814,634	615,386	64,505
株主資本 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産)	—	—	8,387,595	879,188

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

**豪ドル建て短期債券ファンド
包括利益計算書
終了年度 2025 年 8 月 31 日**

(豪ドルで表示)

	2025 年 8 月 31 日		2024 年 8 月 31 日	
	AUD	千円	AUD	千円
収益				
FVTPL で測定する金融商品による純損益 ⁽¹⁾				
受取利息 (注記 2.11)	360,339	37,771	351,562	36,851
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく実現純益 (損) (注記 2.11、6)	17,279	1,811	(221)	(23)
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現利益 (損失) の純増 (減) (注記 2.2、2.11、6)	(14,369)	(1,506)	87,521	9,174
外貨建取引に係る実現純益 (注記 2.6)	103	11	—	—
外貨建取引に係る未実現 (純損) の変動 (注記 2.11、6)	—	—	(9)	(1)
利益合計	363,352	38,087	438,853	46,001
費用				
専門家報酬 (注記 7.1D)	104,979	11,004	72,995	7,651
管理事務代行報酬 (注記 7.1A)	86,003	9,015	63,097	6,614
設立費用	67,445	7,070	28,442	2,981
投資運用会社報酬 (注記 7.2D)	25,088	2,630	25,809	2,705
登録費用	20,646	2,164	—	—
印刷費用	18,245	1,912	1,213	127
保管会社報酬 (注記 7.1B)	12,613	1,322	14,785	1,550
報酬代行会社報酬 (注記 7.2B)	8,301	870	10,323	1,082
登録事務代行報酬 (注記 7.1C)	6,101	640	3,118	327
販売報酬 (注記 7.1E)	4,502	472	25,809	2,705
代行協会員報酬 (注記 7.2F)	3,522	369	860	90
管理会社代行サービス会社報酬 (注記 7.2E)	836	88	860	90
その他の費用	32,350	3,391	—	—
費用合計	390,631	40,946	247,311	25,923
費用払戻 (注記 2.5)	(299,033)	(31,345)	(169,885)	(17,807)
営業利益	271,754	28,485	361,427	37,885
源泉徴収税費用 (注記 2.12)	—	—	(735)	(77)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	271,754	28,485	360,692	37,808

⁽¹⁾ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、外貨建取引に係る実現利益ならびに受取利息を含み、純損益を通じて公正価値 (以下「FVTPL」という) で測定する金融商品から発生する純益に関するもの。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
株主資本等変動計算書
終了年度 2025 年 8 月 31 日
(豪ドルで表示)

	AUD	千円
2023 年 8 月 31 日時点	9,030,075	946,532
受益証券の発行残高 (注記 3)	177,682	18,625
受益証券の買戻 (注記 2.8、3)	(1,180,854)	(123,777)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	360,692	37,808
2024 年 8 月 31 日時点	8,387,595	879,188
受益証券の発行残高 (注記 3)	39,430	4,133
受益証券の買戻 (注記 2.8、3)	(8,698,779)	(911,806)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	271,754	28,485
2025 年 8 月 31 日時点	—	—

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
キャッシュ・フロー計算書
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

	2025 年 8 月 31 日		2024 年 8 月 31 日	
	AUD	千円	AUD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
包括利益合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額）	271,754	28,485	360,692	37,808
包括利益合計 （解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、 運用による増加額）と営業活動で得た現金 とを一致させるための調整：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の 購入	(9,806,409)	(1,027,908)	(5,431,029)	(569,280)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の 売却による収入	17,676,432	1,852,844	6,399,067	670,750
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産お よび金融負債に係る実現純損（益）	(17,279)	(1,811)	221	23
金融資産および金融負債につき、公正価値で測 定された損益に基づく未実現利益／損失の純増 （減）	14,369	1,506	(87,521)	(9,174)
証券投資におけるアクリーション	(108,184)	(11,340)	(80,794)	(8,469)
証券投資におけるアモチゼーション	6,119	641	42,779	4,484
売却済み証券に対する未収金減少	—	—	9	1
金利に対する未収金の減少（増加）	66,127	6,931	(23,366)	(2,449)
費用払戻に対する未収金の（増加）減少	(41,726)	(4,374)	12,806	1,342
その他資産の減少（増加）	104,235	10,926	(6,937)	(727)
購入済み証券に対する未払金の増加（減少）	(510,025)	(53,461)	510,025	53,461
その他の未払金の（減少）／増加 ⁽¹⁾	(1,535)	(161)	4,543	476
その他の負債の増加	32,481	3,405	—	—
営業活動による正味キャッシュ・フロー	7,686,359	805,684	1,700,495	178,246
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
発行された受益証券による収入、発行された受 益証券の未収金の変動控除後	39,430	4,133	177,682	18,625
受益証券の買戻、買戻された受益証券の未払金 の変動控除後	(1,063,347)	(111,460)	(1,193,589)	(125,112)
財務活動により（使用した）正味現金	(1,023,917)	(107,327)	(1,015,907)	(106,487)
現金および現金同等物の純増（減）額	6,662,442	698,357	684,588	71,759
期首における現金および現金同等物（注記 2.1）	1,053,684	110,447	369,096	38,689
期末における現金および現金同等物（注記 2.1）	7,716,126	808,804	1,053,684	110,447
営業活動によるキャッシュ・フローについての補 足情報				
受取利息	426,466	44,702	328,196	34,402
源泉徴収税	—	—	(735)	(77)

⁽¹⁾ 財政状態計算書で開示した通り、その他の債務には、専門家報酬、登録費用、管理事務代行報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、印刷費用、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、および管理会社代行サービス会社報酬が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記
2025年8月31日を末日とする年度
(豪ドルで表示)

1. 組成

豪ドル建て短期債券ファンド（以下、「シリーズ・トラスト」という）は、ケイマン諸島の法律に基づき基本信託約款により2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「トラスト」という）のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2020年8月28日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエアラン・トラスディー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という）により運用されている。本シリーズ・トラストは、2020年9月24日に運用を開始し、2025年8月29日、または以下のいずれかが発生した後、実務上可能な直近の買戻日として、受託会社および管理会社の双方が合意した日のうち、より早い方の日である最終買戻日まで存続するものとする；ある評価日における純資産価額（「純資産価額」とは、全資産から、蓄積した報酬および費用を含む負債を差し引いた額である）が100万豪ドルまたはこれを下回った場合、およびかかる評価日またはそれ以降において、管理会社がそのユニットクラスのすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合、または受託会社および管理会社がそのユニットクラスのすべての受益証券につき強制的に償還すべきだと合意した場合、これらを「強制買戻事由」という。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂版）に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂版）に基づき登録された。

本トラストの登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ、1 (One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands) に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBS マネージメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という）である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー（以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という）である。

2024年6月28日以降、ユービーエス・エイ・ジーロンドン支店（以下「ユービーエス・エイ・ジー」という）は、報酬代行会社（以下「報酬代行会社」という）の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス・インターナショナルが報酬代行会社の役割を負っていた。

2024年6月28日以降、UBS証券株式会社は、代行協会員（以下「代行協会員」という）の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス証券株式会社が代行協会員の役割を負っていた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「投資運用会社」という）である。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、大和アセットマネジメント株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という）である。

2021年2月15日付で、管理会社は東海東京証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年2月3日付で、管理会社はちばぎん証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月19日付で、管理会社は九州FG証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月18日付で、管理会社は東洋証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月18日以前において、管理会社は丸三証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えていた。管理者は今後、本トラストの販売会社としてさらに多くの会社を任命する可能性がある（以下、各社を「販売会社」、総称して「販売会社各社」という）。

本シリーズ・トラストおよび豪ドル・コースは、豪ドル建て（「AUD」または「\$」）で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等（「オーストラリア債券」とい、投資運用会社が選定したこれらの有価証券を「投資対象債券」という。）に投資することにより、高い流動性を確保しつつ安定した収益を提供するものである。また、本シリーズ・トラストは現金（豪ドル）および豪ドル建て短

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記
2025年8月31日を末日とする年度
(豪ドルで表示)

期金融証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性定期預金および政府債券を含むがそれに限定されない）（「短期金融商品」といい、現金（豪ドル）および投資対象債券と合わせて「ポートフォリオ」という）を保有する場合がある。

投資運用会社は、ポートフォリオ全体にわたり通常の投資決定と継続的な監視を行う責任を負う。

財務諸表上の比較情報の一部の数値は、当年度の表示と合致するように調整されている。

本財務諸表は、受託会社により、2025年11月19日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要性のある会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という）に準拠して作成されている。

IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、また、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記 4 に開示した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

2025年8月4日時点で、受託会社は本シリーズ・トラストの終了を承認した。

2025年9月4日時点の全保有口数に対応する買戻代金の支払いが、受益者に対して行われた。結果として、財務諸表は、継続企業の前提に基づいて作成されておらず、資産を帳簿価額または見積り実現可能価額のいずれか低い方で測定し、負債を見積り決済額で測定している。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業（IFRS 会計基準第 10 号、IFRS 会計基準第 12 号、および IAS 第 27 号に対する 2012 年の改訂）（以下「改訂」という）を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS 会計基準第 9 号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に 3 種類が挙げられている：償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合（FVTPL）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合（FVOCI）。IFRS 会計基準第 9 号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価または FVTPL で測定するものとして分類されている。

金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPL で測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ii) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ（SPPI）で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- i) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）で構成されるキャッシュ・フローを生じない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

- ii) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- iii) 他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時に FVTPL で測定する金融資産として取り消しできないように指定されている。

契約上のキャッシュ・フローが SPPI であるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する。

- －キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- －レバレッジ条項
- －期限前償還、および契約期間条項
- －特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件（例：ノン・リコース条項）、および
- －貨幣の時間価値の対価を変更する条項（例：定期的な金利更改）

本シリーズ・トラストでは、次の 2 つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する。

- －**回収目的のビジネスモデル**：これには、現金および現金同等物、その他の資産、ならびに金利、費用払戻に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- －**その他のビジネスモデル**：これには、損益を公正価値で測定した金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- －文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産の期間が関連する負債もしくは予想キャッシュ・フローの期間に一致すること、またはかかる資産の売却から発生するキャッシュ・フローの回収に注力しているかどうかを含む。
- －ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- －ビジネスモデル（およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- －投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- －前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

金融負債には、専門家報酬、登録費用、管理事務代行報酬、保管会社報酬、手数料代理人手数料、登録事務代行手数料、販売報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、印刷費用、購入した有価証券および買戻された受益証券に対する未払金の元利均等支払分が含まれる。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

金融資産の減損

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産および FVOCI で測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品の投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECL モデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- 大部分の金融資産は FVTPL で認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されないため。
- 償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が 12 カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高いため。従って、これらの金融資産に対する ECL は小規模であると予想される。

2025 年 8 月 31 日を末日とする年度において公表されているものの、同期間において発効されていない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通りとなる。

2024 年 9 月 1 日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が 3 カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。

2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

	2025 年 8 月 31 日	2024 年 8 月 31 日
現金	\$ 16,464	\$ 1,792
定期預金	7,699,662	1,051,892
財政状態計算書上の現金および現金同等物	\$ 7,716,126	\$ 1,053,684

2.2 金融資産および金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

- FVTPLでの測定必須：債券への投資

2025 年 8 月 31 日時点において、本シリーズ・トラストは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を保有していなかった。

	2024 年 8 月 31 日 公正価値	2024 年 8 月 31 日 原価
債券への投資	\$ 7,765,048	\$ 7,750,679

償却原価で測定する金融資産：

- 現金および現金同等物、ならびに利息、費用払戻、およびその他資産に対する未収金。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

償却原価で測定する金融負債：

- その他負債、印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、手数料代理人手数料、登録事務代行手数料、販売報酬、投資運用報酬、登録費用、管理事務代行報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、および買い戻された受益証券に対する未払金。

(B) 認識／認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品（公開デリバティブおよび株式等）の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現損益の変動は、包括利益計算書に反映される。

(E) 債券への投資

非上場金融商品の場合、公正価値は、財政状態計算書の作成日における認知された取引所における市場価格または定評のあるブローカー／カウンターパーティが提供する情報に基づき決定され、将来における予想売却費用を控除しない。

2.3 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2025年8月31日および2024年8月31日現在、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

2.4 売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

報酬、原価、費用の最高額(「最大費用」とい、豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストの資産から控除される場合がある。最大費用は、年当たり純資産価値の0.90%である(以下「TER上限」という)。

投資運用会社は、2年オーストラリア国債利回りを監視し毎月 TER 上限を調整するよう管理事務代行会社に対し指示する。TER 上限報酬表は以下の通り：

2年オーストラリア国債利回り	TER 上限
0.50%以下	0.40%
0.50%超～0.75%以下	0.50%
0.75%超～1.00%以下	0.60%
1.00%超～1.25%以下	0.70%
1.25%超	0.90%

豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストに TER 上限を超える最大費用が生じた場合は、投資運用会社が負担するものとする。

疑義のないように記すと、最大費用とは以下の通りである：

- (a) 運営費用報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、ならびに監査報酬・費用に含まれない法務費用や監査費用、本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、保険費用、目論見書およびその他類似の提供文書に関連する費用、かかる文書の準備、印刷、翻訳、提供に関する費用、証券の購入または売却にかかる税金、法務または報酬関連費用、ライセンス供与、税務申告、反マネーロンダリング規則への準拠とその監視に関する費用、本シリーズ・トラストの経済的実質に関する費用、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、目論見書に記載される原価、その他手数料、および費用(かかる原価および費用が通常経費の性質を持たない範囲まで)を含むが、制限はない。また、訴訟および補償費用、ならびに管理会社が通常のビジネスにおいては発生しない特別損失と判断する費用(「特別損失」という)、仲介手数料または委託手数料(該当する場合)、証券取引に関連する課税対象の発行または登録事務(「仲介費用」という)、もしくは管理会社が本シリーズ・トラストの継続的な運用に関連すると判断するような費用は除外される。
- (b) さらに、通常費用、特別損失、仲介費用、および管理会社が通常発生しないと判断するその他の臨時または想定外の報酬、原価、費用または負債は除外される。
- (c) 特別損失、仲介費用、諸費用は TER 上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。
- (d) 報酬、原価、もしくは費用が上記(a)または(b)の項目に分類されない場合は、最大費用とは見なされない。
- (e) TER 上限は、投資運用会社報酬を支払う義務を遂行する投資運用会社に依存する。投資運用会社がかかる義務の履行を怠った場合には、本シリーズ・トラストの資産外から支払い可能な追加報酬、原価、費用となりえる TER 上限を確保できない場合がある。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、本シリーズ・トラストの原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

外国為替取引による実現および未実現の評価益または評価損は、別途包括利益計算書において開示する。

2.7 分配

豪ドル・コースである本シリーズ・トラストの現行の分配ポリシーでは、受益者への分配は行わない。従って、本シリーズ・トラストの純益および実現キャピタル・ゲインはすべて再投資され、該当するユニットクラスの純資産価格に反映される。

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な、受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS 第 32 号 (改訂) 「金融商品: 表示」に従い、プットブル金融商品を負債または資本に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプットブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる。

- かかるプットブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- かかるプットブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行体の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- かかるプットブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行体の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は 2025 年 8 月 31 日および 2024 年 8 月 31 日時点において資本として分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの 1 口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの 1 口当たり純資産価格は、純資産価値の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記 3 を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポーージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日時点で未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

2.11 FVTPL で測定する金融商品による純益 (損失)

FVTPL で測定した金融商品からの純利益には、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じる実現および未実現損益および受取利息を含む。FVTPL で測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPL で測定する金融資産および負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については、注記6を参照のこと。

包括利益計算書に表示された受取利息および支払利息は、FVTPLで測定する金融資産および金融負債に対する利息から成る。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2025年8月31日を末日とする会計年度、および2024年8月31日を末日とする会計年度における課税額の内訳は次の項目から成る。

	2025	2024
受取利息に対する源泉徴収税	\$ —	\$ 735

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼす入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。2025年8月31日および2024年8月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、適及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において豪ドルで算出および支払われる。

当初購入時における最低口数は1口である。本コースの当初購入価格は1口あたり1豪ドルである。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。豪ドル・コースに対する支払いは、豪ドルのみ可能である。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入を拒否する権限を持つ。

取引日においてユニットクラスの受益証券購入を希望する投資家は、それぞれの初回オファー期間最終日の午後7時00分(東京時間)または関連する取引日の午後7時00分(東京時間)、ないしは管理会社が任意に定める上記以外の日時までに所定申請様式の記入を完了させ、管理事務代行会社宛に送付しなければならない。

すべてのクラスは2025年8月29日に全額償還された。2025年8月31日時点でいかなるユニットも保有されていなかった。

2024年8月31日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価格は以下の通り：

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり	
			純資産価格	
豪ドル・コース	\$ 8,387,595	7,887,075	\$	1.0635

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2025年8月31日時点で受益者はいない。

2024年8月31日時点において、全発行済受益証券は4社の受益者が保有しており、それらの受益者は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の持分の69.12%、24.09%、6.55%および0.24%を保有している。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、適当な買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻の対価については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年8月31日を末日とする年度において、発行された受益証券および買戻された受益証券による収入は以下の通り：

ユニットクラス	発行された受益証券による収入		買戻された受益証券による収入	
豪ドル・コース	\$	39,430	\$	(8,698,779)

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

2024年8月31日を末日とする年度において、発行された受益証券、買い戻された受益証券による収入は以下の通り：

ユニットクラス	発行された受益証券による収入	買い戻された受益証券による収入
豪ドル・コース	\$ 177,682	\$ (1,180,854)

2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通り：

ユニットクラス	2024年8月31日時点	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2025年8月31日時点
豪ドル・コース	7,887,075	36,500	(7,923,575)	—

ユニットクラス	2023年8月31日	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2024年8月31日時点
豪ドル・コース	8,856,392	170,910	(1,140,227)	7,887,075

1口当たり純資産額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に応じて次の募集日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来の事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価値については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段（例：モデル）が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク（通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む）、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

(A) 市場リスク

(i) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券はすべて豪ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストにおいて通貨リスクへのエクスポージャーはほぼ存在せず、現行の為替レートの直接的な変動によるリスクを被らないと判断している。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動による影響は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇したか、あるいは本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形の変化が発生した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券の残存期間は債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券の残存期間が長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。このため、本シリーズ・トラストの純資産価格も変動する場合がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

以下の表は、本シリーズ・トラストの金利リスクへのエクスポージャーを分析したものである。同表には、本シリーズ・トラストの公正価値における資産および負債につき、契約上の金利改定日または満期日の早い順にカテゴリー化して記載している。

2025年8月31日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	\$ 7,699,662	\$ —	\$ —	\$ 16,464	\$ 7,716,126
以下に対する未収金：					
費用払戻	—	—	—	55,613	55,613
資産合計	\$ 7,699,662	\$ —	\$ —	\$ 72,077	\$ 7,771,739
負債					
以下に対する未払金：					
買戻された受益証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 7,635,432	\$ 7,635,432
専門家報酬	—	—	—	55,434	55,434
登録費用	—	—	—	20,646	20,646
管理事務代行報酬	—	—	—	15,006	15,006
保管会社報酬	—	—	—	3,120	3,120
販売報酬	—	—	—	2,917	2,917
報酬代行会社報酬	—	—	—	2,449	2,449
投資運用報酬	—	—	—	2,015	2,015
登録事務代行報酬	—	—	—	1,496	1,496
印刷費用	—	—	—	472	472
代行協会員報酬	—	—	—	204	204
管理会社代行サービス会社報酬	—	—	—	67	67
その他の負債	—	—	—	32,481	32,481
負債(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	—	—	—	7,771,739	7,771,739
トータル・インタレスト・レート・ギャップ(総金利ギャップ)	\$ 7,699,662	\$ —	\$ —	\$ (7,699,662)	\$ —

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

2024 年 8 月 31 日時点	1 年以内	1 年～5 年	5 年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 \$	5,014,218	\$ 2,750,830	\$ —	\$ —	\$ 7,765,048
現金および現金同等物	1,051,892	—	—	1,792	1,053,684
以下に対する未収金:					
利息	—	—	—	66,127	66,127
費用払戻	—	—	—	13,887	13,887
その他の資産	—	—	—	104,235	104,235
資産合計	\$ 6,066,110	\$ 2,750,830	\$ —	\$ 186,041	\$ 9,002,981
負債					
以下に対する未払金:					
購入した証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 510,025	\$ 510,025
専門家報酬	—	—	—	43,081	43,081
印刷費用	—	—	—	35,372	35,372
販売報酬	—	—	—	17,461	17,461
保管会社報酬	—	—	—	3,614	3,614
投資運用報酬	—	—	—	2,133	2,133
登録事務代行報酬	—	—	—	1,778	1,778
報酬代行会社報酬	—	—	—	1,707	1,707
代行協会員報酬	—	—	—	143	143
管理会社代行サービス会社報酬	—	—	—	72	72
負債 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	—	—	—	615,386	615,386
トータル・インタレスト・レート・ギャップ (総金利ギャップ)	\$ 6,066,110	\$ 2,750,830	\$ —	\$ (429,345)	\$ 8,387,596

2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点において、金利が 50 ベースポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが 1 年間保有されたと仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増減幅はそれぞれおよそ 38,498 豪ドルおよび 33,566 豪ドルである。この変動の大部分は、債券の市場価格の変動によるものである。

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

2025 年 8 月 31 日時点で本シリーズ・トラストは、いかなる投資エクスポージャーも保有していないので、市場価格リスクにさらされていない。

以下の表は、2024 年 8 月 31 日時点における市場価格リスクの集中度の概要を示したものである。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

業界名	公正価値	純資産全体に対する割合 (%)
債券への投資		
自動車製造	\$ 519,923	6.2%
銀行	6,449,832	76.9%
土木建設	496,945	5.9%
政府	298,348	3.6%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 7,765,048	92.6%

国名	公正価値	純資産全体に対する割合 (%)
債券への投資		
オーストラリア	\$ 4,348,063	51.8%
フランス	537,845	6.4%
日本	500,356	6.0%
多国間	298,348	3.6%
オランダ	339,875	4.1%
ニュージーランド	750,600	8.9%
スイス	339,122	4.0%
英国	650,839	7.8%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
	\$ 7,765,048	92.6%

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2024年8月31日時点で債券投資資産の市場価格が1%上昇した場合、その他一切が同じであれば、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産は77,650豪ドル増加する。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、かかる純資産には同額の逆方向の影響が生じる。

(B) 信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

発行体の信用格付けまたは発行体の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行体への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済/支払が行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補充措置を一切保有していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

2025年8月31日時点および2024年8月31日時点において、本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当するが、かかる保管会社はフィッチ・レーティングスからA+ (シングルAプラス) の格付

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

を得ている。2025年8月31日時点および2024年8月31日時点において、実質的にすべての現金および現金同等物、および投資による残高は、保管会社が保管している。

本シリーズ・トラストにおける上記リスクの管理ポリシーは、定評のある格付け機関であるムーディーズにより投資グレードと認定された債券に投資するというものである。本シリーズ・トラストはまた、同格付け機関のアプローチと一貫性を持つアプローチを採用した投資アドバイザーが格付け評価を行った、格付けなしの資産に投資する場合がある。

2025年8月31日時点で、本シリーズ・トラストの信用リスクへのエクスポージャーは、保有する現金および現金同等物に限定されている。

以下の表は、2024年8月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用格付けにつき、純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

★

格付け*	純資産全体に対する割合(%)
Aaa	3.6%
Aa2	38.2%
A1	32.9%
A2	2.4%
Baa1	9.6%
Baa2	5.9%
	92.6%

*証券が格付けされている場合、ムーディーズ/S&Pの投資家サービスにより入手した。

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券、デリバティブ、あるいは重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2025年8月31日時点	1カ月未満	1~3カ月	合計
以下に対する未払金:			
買戻された受益証券	7,635,432	—	7,635,432
専門家報酬	55,434	—	55,434
登録費用	20,646	—	20,646
管理事務代行報酬	15,006	—	15,006
保管会社報酬	3,120	—	3,120
販売報酬	2,917	—	2,917
報酬代行会社報酬	2,449	—	2,449
投資運用報酬	2,015	—	2,015
登録事務代行報酬	1,496	—	1,496
印刷費用	472	—	472
代行協会員報酬	204	—	204
管理会社代行サービス会社報酬	67	—	67
その他の負債	32,481	—	32,481
契約上のキャッシュアウトフロー	豪ドル 7,771,739	—	豪ドル 7,771,739

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

2024 年 8 月 31 日時点	1 カ月未満	1~3 カ月	合計
以下に対する未払金:			
購入した証券	\$ 510,025	\$ —	\$ 510,025
専門家報酬	43,081	—	43,081
印刷費用	35,372	—	35,372
販売報酬	17,461	—	17,461
保管会社報酬	3,614	—	3,614
投資運用報酬	2,133	—	2,133
登録事務代行報酬	1,778	—	1,778
報酬代行会社報酬	1,707	—	1,707
代行協会報酬	143	—	143
管理会社代行サービス会社報酬	72	—	72
契約上のキャッシュアウトフロー	\$ 615,386	\$ —	\$ 615,386

受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の 15%未満に抑えることにより管理される。

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社のチームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク（例：ストップウィーン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法）が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

(E) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーに基づき以下を実行する。

- 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において、担保を一切設定していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っており、いかなるデリバティブ資産も保有していない。

(E) 集中リスク

投資運用会社は、実質的に投資対象債券の受益証券の販売から得る利益のすべてを投資しており、そのため投資対象債券から発生した損失は本シリーズ・トラストの財政状態全体に多大な悪影響を及ぼす場合がある。

(F) オーストラリア債券に対する投資リスク

発行体の商品へのエクスポージャーには、重大な経済的および政治的リスクが含まれる可能性がある。オーストラリア債に投資することで、本シリーズ・トラストはオーストラリアにおける政治的、社会的、経済的な変化から生じる直接的または間接的な影響に晒される場合がある。政治的变化によって、オーストラリアの発行体が債務義務を適時に支払う意思に影響が及ぶ可能性がある。また、反映されるものとして、国および地方の経済状況の中でもとりわけ、インフレ率、対外債務の額およびGDPが、地域の発行体が債務義務を履行する能力に影響を及ぼす場合がある。

(G) 投資対象債券の利息は提供されない

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、投資対象債券のパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、投資対象債券に対しての直接的な持分を提供するものではない。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS会計基準第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能なかぎり少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における相場価格（未調整）で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合は、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定は、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が大きい。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

2025年8月31日時点で、公正価値で認識された金融資産または金融負債はなかった。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年8月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

損益を公正価値で測定した金融資産	(未調整) 同一商品の活発な市場における相場価格			重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)		重要度の高い観察不可能なインプット (レベル3)		2024年8月31日時点の公正価値
	レベル1							
債券への投資	\$	—	\$	7,765,048	\$	—	\$	7,765,048
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$	—	\$	7,765,048	\$	—	\$	7,765,048

2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の相場価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類さ

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

れる。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル 2 の金融商品には、活発な市場で取引されておらず、または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル 3 に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で、本シリーズ・トラストはレベル 3 に分類される証券を保有していない。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- (i) 2025年8月31日および2024年8月31日時点において、現金および現金同等物、ならびにその他すべての資産および負債（その他の資産、ならびに利息、費用払戻、および買戻された証券に対する未払金、ならびに証券購入代金、印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、投資運用会社報酬、登録費用、管理事務代行報酬、代行協会員報酬、および管理会社代行サービス会社報酬に対する未払金を含む）は短期の金融資産または金融負債と見なされ、短期の性質を持つことから、その帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーションの手段の詳細については、注記2を参照のこと。

6. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益（損失）

	2025 年 8 月 31 日	2024 年 8 月 31 日
損益を通じて公正価値 で測定する金融資産および金融負債に係る純利益（損失）は、 以下により構成される。		
債券投資に係る実現純益（損失）	\$ 17,279	\$ (221)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に 係る実現純益（損失）合計	\$ 17,279	\$ (221)
負債証券投資に係る未実現正味評価損益の（減少）増加 金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に 基づく未実現利益/損失の純増（減）の合計	\$ (14,369)	\$ 87,521
	\$ (14,369)	\$ 87,521

7. 報酬、費用、および関連当事者間取引

7.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、3,750 豪ドルの月額最低料金を条件として、最初の 5 億米ドルの純資産で 0.07%、次の 5 億米ドルの純資産で 0.06%、10 億米ドルを超える純資産で 0.05%を 1 年当たりの報酬として受け取る。管理事務代行会社が 2025 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに 2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点における管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の 0.03%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。保管会社が 2025 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに 2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点における保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の 0.01%を年当たりの報酬として、および 1 取引当たり 10 豪ドルの報酬を受け取るものとする。登録事務代行会社が 2025 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得し

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

た報酬、ならびに2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査報酬が含まれる。2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度に支払われた報酬、ならびに2025年8月31日および2024年8月31日時点における登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 販売報酬

販売会社各社は、年当たり報酬として、各評価日までに蓄積し、同日に算定した純資産価値の上限 0.30%を含む報酬に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数で販売会社各社の持ち口数を除いた数に掛け合わせた額（以下「販売報酬」という）を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

販売報酬は受益証券分配および買戻契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2年オーストラリア国債利回りと関連している。

2年物オーストラリア国債利回り	販売報酬 割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において販売会社が獲得した報酬、ならびに2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

7.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社は、年当たり10,000米ドルの固定報酬を運営費用報酬から前払いで受け取るものとする。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.12%の報酬（以下「運営費用報酬」という）を受け取るものとし、各評価日まで蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用（以下「通常経費」という）として決定される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025年8月31日

(豪ドルで表示)

疑義のないように記すと、報酬代行会社は最大費用、特別損失、仲介費用、または諸費用の支払に対して責任を負わない。最大費用は、受託会社の代理として管理事務代行会社によって、本シリーズ・トラストの資産外から支払われる。これは TER 上限を上限として含み、TER 上限を超えるいかなる最大費用も投資運用会社が負担する。特別損失、仲介費用、諸費用は TER 上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。

運営費用報酬のみでは通常経費を支払うことができない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、四半期毎に後払いで支払われる。また、最初の蓄積期間のみ、初回期間の終了日を除き、それ以降に蓄積した金額が支払われる。その他すべての蓄積期間については、暦上の各四半期の最終日を「報酬算定日」とし、最後の蓄積期間を除くすべての期間で、次の報酬算定日まで(当日を含む)に蓄積した金額、最後の蓄積期間については最終買戻日もしくはかかる日が評価日でない場合は直前の評価日(以下「最終評価日」という)までに蓄積した金額が支払われる。

疑義の内容に記すと、最終評価日は報酬算定日であってはならず、最終蓄積期間は最終評価日で終了する。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

(D) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の上限0.30%を含む報酬を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。投資運用会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社を代表して本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

投資運用会社報酬は投資運用契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2年物オーストラリア国債利回りと関連している。

2年物オーストラリア国債利回り	投資運用会社報酬 割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において投資運用会社が獲得した報酬、ならびに2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における投資運用会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社報酬は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年8月31日を末日とする年度および2024年8月31日を末日とする年度において管理会社代行サービス会社報酬が獲得した報酬、ならびに2025年8月31日時点および2024年8月31日時点における管理会社代行サービス会社報酬として支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

**豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2025 年 8 月 31 日**

(豪ドルで表示)

(F) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日まで蓄積し、同日に算定した純資産価格の 0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期毎の後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度において代行協会員会社が獲得した報酬、ならびに 2025 年 8 月 31 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点における代行協会員会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

8. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大 10%までを借り入れることが可能である。2025 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度中、本シリーズ・トラストは借入金を計上しなかった。

9. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である 2025 年 11 月 19 日までのすべての後発取引および事象を評価した。

2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 19 日までの期間中、受益者への支払いが 7,635,432 豪ドルあった。受益証券の保有者に未払金はない。

2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 19 日までの間に、本シリーズ・トラストは 28,275 ドル分の負債を決済し、残りの未決済負債については順次決済していく予定である。

本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

IV. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約 締結日	2020年9月24日		投資信託契約終了時の状況(*)	
	投資信託契約 終了日	2025年8月31日		資産総額 (豪ドル)	7,755,275.22
区分	投資信託契約 締結当初	投資信託契約 終了時(*)	差引増減又は 追加信託	負債総額 (豪ドル)	119,842.28
				純資産総額 (豪ドル)	7,635,432.94
受益権口数	1,900,000.00	6,952,071.00	5,052,071.00	受益権口数	6,952,071.00
元本額 (豪ドル)	1,900,000.00	6,952,071.00	5,052,071.00	一単位当たり償還金 (豪ドル)	1.0983

毎計算期末の状況					
計算期	元本額 (豪ドル)	純資産総額 (豪ドル)	基準価格 (豪ドル)	一単位当たり分配金	
				金額(豪ドル)	分配率(%)
第1期	10,605,038.00	10,650,354.28	1.0043	-	-
第2期	8,992,416.00	8,855,369.76	0.9883	-	-
第3期	8,856,392.00	9,029,108.84	1.0195	-	-
第4期	7,887,075.00	8,387,162.52	1.0634	-	-
第5期	6,952,071.00	7,635,432.94	1.0983	-	-

(*)償還日である2025年8月29日時点の数値を記載しています。

V. お知らせ

ファンドは、2025年8月29日に償還しました。ファンドの信託期間は、2025年8月31日までです。